

障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人
日本視覚障害者団体連合

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の概要

1. 設立年月日 : 昭和23年8月18日

2. 活動目的及び主な活動内容 :

日本視覚障害者団体連合(旧 日本盲人会連合)は視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織です。1948年(昭和23年)に結成された、都道府県・政令指定都市における60の視覚障害者団体の連合体で、国や地方自治体の視覚障害者政策一人権、福祉、教育、職業、環境問題等一の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 全国視覚障害者福祉大会の開催
- ・ 情報宣伝活動(月刊の点字版情報誌『点字日本』、音声版情報誌『日視連アワー』、インターネット版音声情報誌『声のひろば』、点字・墨字版機関紙『愛盲時報』等)
- ・ 点字図書館、点字出版所、録音製作所、更生相談所(総合相談室)の設置運営
- ・ 国際交流
- ・ 文化、スポーツの振興 等

3. 加盟団体数(又は支部数等) : 60団体(令和2年4月時点)

4. 会員数 : 延約50,000人(令和2年4月時点)

5. 法人代表 : 会長 竹下 義樹



障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. 同行援護

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

(1) 利用者ニーズに見合った制度・報酬に改めるべきではないか。

①支給時間の改善、②車の利用、③宿泊を伴う利用、④2時間空けルールの廃止、⑤片道だけの利用

(2) 事業所が安定的に運営できる制度・報酬に改めるべきではないか。

①長時間利用、②短時間利用、③サービス提供責任者の要件、④特定事業所加算の要件等

(3) ヘルパーの雇用を確保するための施策を実施すべきではないか。

①同行援護従業者養成研修のカリキュラムの改正、②新たな障害福祉サービス等との連携

2. 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

(1) 視覚障害者のニーズに見合った歩行訓練を実施するために、制度と報酬を改めるべきではないか。

①人員配置と報酬、②訪問訓練、③訓練生の通所手段、④多様なニーズに応えられる訓練体制

(2) 視覚障害者向け歩行訓練等に関する総合的な調査が必要ではないか。

①自立訓練(生活訓練)での歩行訓練、②自治体予算での歩行訓練、
③理想的な歩行訓練、④継続的な課題解決

3. その他(各サービス共通、サービス別)

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

(1) 視覚障害者の障害支援区分を考慮した報酬単価・加算に改めるべきではないか。

(2) 支援体制を支えるために、加算や申請方法の改善を行うべきではないか。

(3) 就労継続支援(B型) (4) 居宅介護 (5) 共同生活援助

1. 意見・提案を行う背景

(1) 視覚障害者からの声

●同行援護に関する要望の整理 【資料1-1】

1. 制度面の改善

- ・個人のニーズに見合った支給量の提供
- ・利用時間の制限撤廃
- ・車両の利用
- ・自己負担の撤廃
- ・宿泊を伴う利用

2. 事業所の運営の改善

- ・報酬単価の増額
- ・長時間利用の単価の増額
- ・ヘルパーの人材確保
- ・処遇改善の実現
- ・資質の向上

- ・同行援護を「安心・安全・便利」に利用したいとの思いが強い。
- ・長年、国へ要望を行っても一向に解決しない課題が多い。

(2) 同行援護事業所の運営状況

●新型コロナウイルスによる経営悪化

【資料1-2、1-3】

1. 国保連請求額の変化 (2019年4月と2020年4月の比較)

- ・全国平均で63.1%に下落

2. ヘルパーの稼働率の変化 (2020年1月と4月の比較)

- ・全国平均で79.0%に下落

3. 主な意見

- ・事業継続が大変厳しい。廃業の可能性がある。
- ・運営が継続できる制度に改正してほしい。

- ・新型コロナウイルスの影響をきっかけに、事業所の体力が弱まっている。
- ・視覚障害者と同内容の制度の改善を求めている。

●事業所側の運営状況が厳しく、同行援護制度の崩壊の可能性が高まっている！

●制度を継続し、より「安心・安全・便利」に利用するためには課題の早期解決が必要！

2. 課題の整理

(1) 支給時間

<視覚障害者>

- 必要とする時間数を給付してくれない。
- 自治体が意図的に支給時間の上限を作っているのではないか。
- 隣の自治体と基準が異なる。

<事業所>

- 支給時間の上限を障害支援区分に応じて設定している自治体があり、支援区分の差で支給時間の不均衡が生じている。

利用者のニーズに見合った支給決定が行われていない！

(2) 車両の利用

<視覚障害者>

- 田舎なので公共交通機関がない。ヘルパーの車だけが唯一の移動手段です。
- 新型コロナウイルスの影響で、不特定多数が利用する電車やバスを利用するのが怖い。

<事業所>

- 利用者のことを考えて、事業所の車を移動の足にしているが、運転時間は報酬の対象にならず、赤字になってしまう。また、ガソリン代が事業所の持ち出しになるのも厳しい。

地域特性、個別事情を踏まえた支援が行われていない！

(3) 宿泊を伴う利用

<視覚障害者>

- 事業所にヘルパーの依頼をしたら、対応者がいないとの理由で断られた。視覚障害者は旅行に行けないのか。

<事業所>

- 自治体は、夜間は報酬対象外と指摘し、対応すれば事業所負担になってしまう。
- ヘルパーを2人派遣をすれば対応できるが、自治体が認めしてくれない。

視覚障害者の日常生活を抑制している！

視覚障害者は
満足な支援を
受けていない！

- 利用する視覚障害者のニーズに見合った制度・報酬への改正が必要！
- 制度の改正と併せて、事業所・ヘルパーが対応できる制度・報酬への改正が必要！

2. 課題の整理

(4) 多様な利用方法

<視覚障害者>

- ・ 長時間の利用だと、なぜか依頼を受けてくれない。
- ・ 透析の通院で短時間の行き帰りを依頼したが断られた。
- ・ 目的地までの片道の依頼をしたが断れた。

<事業所>

- ・ 3時間以上になると報酬単価が下がってしまう。
- ・ 通院等の20分未満の利用は、報酬の請求ができない。
- ・ 1日2回の利用では、2時間開けのルールがあり困る。

制度・報酬の縛りにより受けられない依頼がある！

(5) 事業所の運営状況

<視覚障害者>

- ・ 自分の周りに新しい同行援護の事業所がなかなかできない。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で、ヘルパーの収入が減ったと聞いて心配している。

<事業所>

- ・ サービス提供責任者の要件に介護福祉士があるのは厳しい。新しい事業所の開設を抑制している。
- ・ 特定事業所加算等の要件が厳しい。申請できません。

要件が厳しいことから、サービスが安定・拡大しない！

(6) 資質向上、人材確保

<視覚障害者>

- ・ 電車の乗り降りでヘルパーの誘導が上手くなく、怖い思いをした。
- ・ ヘルパー不足のようで、思うように依頼ができない。ヘルパーの数を増やしてほしい。

<事業所>

- ・ 質の高いヘルパーが集まらない。養成研修自体の改善が必要ではないか。
- ・ ヘルパー不足が深刻です。報酬や待遇を良くしないとヘルパーが集まりません。

ヘルパーの資質向上と人材確保の両立が重要！

事業所とヘルパーは利用者のニーズに応えられていない！

- 多様なニーズを支えるために、事業所が運営しやすい制度・報酬への改正が必要！
- サービスを安定的に動かすためには、ヘルパーの資質向上と人材確保が必要！

3. 意見・提案の内容

視覚障害者

(1)利用者ニーズに見合った制度・報酬に改めるべきではないか。

①支給時間

- ・ 利用者が要望する支給時間が与えられる制度に改める。
- ・ 余った支給時間の持ち越し等、支給時間を柔軟に利用できる制度に改める。

②車の利用

- ・ ヘルパーの運転する車に乗車しての制度利用を可能とする。
- ・ 車利用に関する加算を新設する。

③宿泊を伴う利用

- ・ 夜間についても報酬の対象とし、ヘルパーの複数派遣を可能とする。
- ・ 夜間対応に関する加算を新設する。

④1日2回利用における2時間空けルール

- ・ 時間を空けないで再びサービスが利用できる制度に改める。
- ・ ヘルパーの待機時間に関する加算を新設する。

⑤サービスの発着点異なる片道だけの利用

- ・ 片道利用が可能となる制度に改める。
- ・ ヘルパーの戻り時間に関する加算を新設する。

3. 意見・提案の内容

事業所

(2) 事業所が安定的に運営できる制度・報酬に改めるべきではないか。

① 長時間利用の報酬

- ・ 所要時間3時間以上の報酬単価の算定を改める。

【現在】

674単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

【変更】

674単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに73単位を加算した単位数

② 短時間利用の報酬

- ・ 報酬単価は1時間を最低単位に改める。
- ・ 短時間の利用であっても、1時間として報酬を与える基準にする。

③ サービス提供責任者の要件

- ・ 介護福祉士等の介護系の資格を要件にしない。
- ・ 実務経験3年以上の者を要件にする。

④ 特定事業所加算の要件、申請内容・申請方法

- ・ 同行援護事業所・視覚障害者の実態に見合わない要件を緩和する。
- ・ 申請内容・申請方法を簡易にする。

【一例】 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分5以上である者(※)及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。
→(※)視覚障害者で該当する者は少数

3. 意見・提案の内容



(3) ヘルパーの雇用を確保するための施策を実施すべきではないか。

① 同行援護従業者養成研修のカリキュラム

- ・カリキュラム内容を変更し、養成内容を充実させる。

【現在】

- ・一般 20時間 : 基礎内容、障害理解 等
- ・応用 12時間 : 公共交通機関の演習 等

【変更】

- ・一般 28時間 : 公共交通機関の演習等を追加
- ・応用 6時間 :

資質の向上 → 利用の増加 → 収入増加

② 新たな障害福祉サービス等との連携

- ・同行援護のヘルパーを新サービスの支援者にするための施策を充実させる。

【一例】

- ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業(仮称)
- ・意思疎通支援事業「代筆・代読支援」

【同行援護のヘルパー】

- ・視覚障害者の移動と情報提供のスペシャリスト
= 新サービスの支援者として対応可能

収入増加 → 担い手不足の解消

(1) 視覚障害者
(2) 事業所 (3) ヘルパー の安定

● 制度・報酬の改善を通して
同行援護の安定が必要！

1. 意見・提案を行う背景

(1) これまでの経過

① 視覚障害者の要望

- 全国で「いつでも、だれでも、どこでも、同じような質の高い歩行訓練」を受けさせてほしい！

【資料2-1】



② 歩行訓練実施機関の要望

- 現在の障害福祉サービス等で実施される歩行訓練と視覚障害者の要望がかみ合っていない。
- 視覚障害者の要望を叶えるため、視覚障害者の歩行訓練に見合った制度に改めてほしい！

(2) 平成30年度 障害福祉サービス等報酬改定

● 自立訓練

- 従来の機能訓練に加え「生活訓練」でも歩行訓練の実施が可能になる。

① 視覚障害者の期待

- 訓練施設が増え、自宅の近くで訓練が受けられるのではないかと期待している。

② 歩行訓練実施機関の期待

- 利用者が増えるのではないかと期待している。
- 新規の訓練施設が増え、訓練の連携が図れるのではないかと期待している。

1. 意見・提案を行う背景

(3) 報酬改定後の動き

- ・ 生活訓練で歩行訓練を新規で立ち上げた事業所
- ・ 機能訓練に加えて生活訓練を行った事業所

→生活訓練での実施例がほとんど確認できない

生活訓練で歩行訓練は
実施されていない！！

＜歩行訓練を行う自立訓練の課題＞

- 改めて視覚障害者のニーズに立ち返り、
ニーズを支える制度・報酬に改めることが必要！

(4) 新たなニーズ、課題

① 視覚障害者の社会進出

- ・ 就職したのでしっかりと歩行訓練を受けて、安全に通勤したい。
- ・ 買物ぐらいは一人で行きたい。

② 他訓練等の需要の高まり

- ・ 仕事のためにICT訓練も一緒に受けたい。
- ・ 他の視覚障害の仲間を見つけたい。

③ 歩行することへの意識の高まり

- ・ 駅ホームを安全に移動するためには歩行訓練が必要だ。
- ・ 同行援護を受ける者も訓練が必要だ。

④ 訓練の受け方の変化

- ・ 高齢なので自宅に来てもらい、家の近くを歩けるように訓練してほしい。
- ・ 仕事があるので土日だけ受けたい。

2. 課題整理

(1) 視覚障害者のニーズ・課題

① 訓練ニーズは高い

- ・ 訓練によって日常生活の困り事を解決したい。
- ・ ロービジョンも訓練を希望している。

② 訓練ニーズは多様になっている【資料2-2】

- ・ ICT訓練等の様々な訓練を同時に受けてほしい。
- ・ 家の近所の移動だけ教えてほしい。
- ・ 必要な訓練を短期間で受けてほしい。
- ・ 自立するために腰を据えて訓練を受けたい。

③ 訪問型訓練のニーズが高い

- ・ 高齢で遠くまで移動することができない。
- ・ 仕事の空いている時間に訓練を受けたい。

④ 訓練施設までの移動が難しい

- ・ 一人では訓練施設まで移動することができない。
- ・ 訓練施設への移動に同行援護が利用できない。

(3) 地域の自治体予算での歩行訓練の実態

① 訪問型訓練とニーズに即した訓練は実施可能

② 少額で不安定な予算による運営

- ・ 限られた人数・回数・頻度でしか実施できない。

(2) 自立訓練(機能訓練)の実態

① 人員配置が実態と合わない【資料2-3、2-4】

- ・ 視覚障害者の訓練はマンツーマンに近い訓練が必要。
- ・ 1:6の人員配置では、個人のニーズに見合った訓練は実施できない。

② 訪問型訓練は実施できない

- ・ スタッフの数・報酬を照らし合わせると、機能訓練の中では訪問型訓練は困難。

③ 新規参入が難しい【資料2-5】

- ・ 看護師必置等の要件は、新規に事業所を立ち上げることの障壁になっている。
- ・ 機能訓練の中で歩行訓練の認知度が低い。
- ・ 歩行訓練士の重要性が理解されていない。

視覚障害者のニーズは満たされていない！！

(4) 自立訓練(生活訓練)の実態

① 実態が不明

- ・ なぜ、実施施設が増えないのか？

3. 意見・提案の内容

(1) 視覚障害者のニーズに見合った歩行訓練を実施するために、制度と報酬を改めるべきではないか。

視覚障害者の訓練は、他の障害者の訓練とは大きく異なっている！



歩行訓練を実施する自立訓練(機能訓練・生活訓練)の事業所には視覚障害者の実態に合わせた実施体制と報酬が必要！

① 人員配置と報酬

- ・ 人員配置を「1:2.5以下」に改める。
- ・ 人員配置に応じた報酬の上乗せを行う。

② 訪問訓練に対する加算

- ・ 報酬単価を増額する。
- ・ 移動に要する時間も加算の対象に加える。

【変更案】 30分以下:367単位
1時間未満:734単位
1時間以上:1101単位

③ 訓練生の通所手段

- ・ 同行援護の利用を認める。

④ 多様なニーズに応えられる訓練体制の実現

- ・ 職業に特化したICT訓練の実施。
- ・ 短期間訓練の実施、利用期間の撤廃。

将来は...

●視覚障害者に特化した自立訓練の新設が必要！
例:自立訓練(視覚障害者)

3. 意見・提案の内容

(2) 視覚障害者向け歩行訓練等に関する総合的な調査が必要ではないか。

① 自立訓練(生活訓練)での歩行訓練

- なぜ、歩行訓練を実施しないのか？
- 実施するために必要な条件はあるのか？



調査を通して...

視覚障害者向け歩行訓練が実施しやすい制度・報酬に改める必要がある！

② 地域の自治体予算での歩行訓練

- 自立訓練に何を求めているのか？
- 自治体に求める条件は？



調査を通して...

地域予算の歩行訓練と自立訓練が共存する制度・報酬に改める必要がある！

③ 理想的な歩行訓練

● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

- 都道府県レベル
- 通所+入所+(訪問)
- 専門的・総合的な訓練を集中的に実施



連携

● 地域の自治体予算での歩行訓練

- 市区町村レベル
- 訪問+通所
- 利用者のニーズに応じた訓練を実施



連携

障害福祉サービスと
地域支援の連携が必要！

④ 継続的な課題の解決

訓練に繋げるために、医療機関との繋がりが必要ではないか？

訓練の効果を整理して、利用者を増やす試みが必要ではないか？

全国で安定的に歩行訓練を行うためには「配置基準」が必要ではないか？

理想の実現には...

● 視覚障害者向け訓練に関する総合的な調査が必要！

1. 意見・提案の内容

視覚障害者を支援する
事業所の運営は厳しい!

●各サービス共通

(1) 視覚障害者の障害支援区分を考慮した報酬単価・加算に改めるべきではないか。

【例：生活介護】

- ・ 視覚障害者の移動の支援等はマンツーマンとなり、相応の職員配置が必要で負担になっている。
- ・ 自立支援を行った視覚障害者の自立度が上がると、連動して支援区分が下がり、報酬も下がる。

【例：同行援護】

- ・ 同行援護を利用する視覚障害者は障害支援区分が低いため、加算が付けづらい。

(2) 支援体制を支えるために、加算や申請方法の改善を行うべきではないか。

【例：福祉専門職加算】

- ・ 対象職種に看護師、PT、OT、STが含まれていない。生活介護、就労継続支援B型では、視覚障害者への質の高い支援を行うために、これらの者が必要になる。

【例：視覚・聴覚言語障害者支援体制加算】

- ・ 生活介護等では、視覚障害者に特化した施設・事業所でないと加算の対象となりづらい。
- ・ マンツーマンに近い支援が必要となるため、該当する障害者1人に対する加算にすべき。

【例：送迎加算】

- ・ 生活介護では、車の維持費、ガソリン代、事故のリスク(保険等)が考慮されていないことが、運営的に厳しい。

【例：申請の事務処理】

- ・ 加算の申請を行うための申請書類の作成・準備が複雑で分かりづらい。
- ・ 同行援護の事業所の少ない職員数では、申請の事務処理まで手が回らない。

1. 意見・提案の内容

●サービス別

<就労継続支援(B型)>

(3) 視覚障害者が通所する施設については、基本報酬を増額すべきではないか。

【背景】

- ・ 重複の視覚障害者が入所するケースが多く、職員の支援がマンツーマンになり、人件費がかかる。
- ・ 平均工賃額によって基本報酬が評価されるが、障害の重い利用者を抱えている施設では工賃を上げることが難しい。

<居宅介護>

(4) 65歳以上の者は、本人の意向により「居宅介護」が選択できるようにすべきではないか。

【背景】

- ・ 自治体の無理解により、強制的に介護保険への切り替えが行われている。
- ・ 視覚障害者が必要とする介護は、介護保険では対応できない内容が多い(情報提供、代筆・代読等)
- ・ 介護保険に切り替わった場合、視覚障害者は支援区分が低いため、居宅介護よりも負担が増えるケースがある。

<共同生活援助>

(5) 視覚障害者を中心とするグループホームの設置が可能となる条件や要件を作るべきではないか。

【背景】

- ・ 他の障害者と同居する施設では、視覚障害者が望むサービスが理解されず、孤立することがある。
- ・ また、それらの施設の職員等は、視覚障害者の特性を理解しておらず、満足なサービスが提供されていない。
- ・ 視覚障害者からも専用施設の設置を希望する声がある。



<障害福祉サービス全般の課題>

●視覚障害者の特性を考慮した制度・報酬に改めることが必要！

1-1 日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「同行援護」(平成29年～令和元年)

カテゴリー	サブカテゴリー	令和元年	平成30年	平成29年
1. 支給量、自己負担	(1) 支給量の確保	自治体間における同行援護の運用の格差を解消するため、利用者の自己負担及び利用時間の制限を禁止するよう各自治体に指導すること。	同行援護の支給量を当事者の必要に応じたものにするとともに、通勤・通学においても利用を認めるよう要望する。	同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間の制限を撤廃することを、国が各自治体に再度周知徹底するよう要望する
	(2) 利用時間の制限撤廃			
	(3) 自己負担の撤廃	同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分けるとともに、本人のみの所得で算定すること。	同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間制限の撤廃を要望する。	
	(4) 地域間格差の是正			視覚障害者の日常生活及び社会参加を支える同行援護事業については、支給量の地域間格差を是正するよう要望する
	(5) 支給時間の繰り越し		同行援護の利用時間を1カ月単位ではなく、数カ月単位として、前月使わなかった時間は次月に繰り越せるなど、融通性を持たせられるよう要望する。	
2. 制度面	(1) 車両の利用	交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。	交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度の改善を要望する。	交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間を利用料金として算定できるよう要望する
	(2) 宿泊を伴う利用	宿泊を伴う場合における同行援護の報酬を改善すること。		
	(3) 通勤・通学での利用	通勤・通学においても同行援護等が利用できるよう制度を改善すること。	視覚障害のある親が子供を保育園に送迎する際、同行援護を利用できるよう要望する。	
	(4) その他	施設利用者(入所者)も、地域生活支援事業の移動支援を利用できるようにすること。	株主総会へ出席するための移動を同行援護の対象とするよう要望する。	
3. 報酬単価	(1) 報酬単価の増額	同行援護制度ないし報酬の見直しによって、事業所が減少していることをふまえ、事業所の健全な経営ができる報酬にすること。	同行援護制度ないし報酬が見直されることにより、事業所が減少しないよう要望する。	同行援護事業を支えるガイドヘルパーを確保するため、単価を引き上げるとともに養成の機会を増やすことを要望する
	(2) 処遇改善			同行援護従事者の処遇改善を行い、利用者が必要な時に制度を利用できるよう要望する
	(3) 長時間利用の単価の改善		同行援護の報酬単価は時間が伸びるにつれて1時間当たりの単価が下がる仕組みを止め、同行援護が8時間を超えた場合の報酬単価の改善を要望する。	
4. 事業所、ヘルパー	(1) 設置要件等の緩和	同行援護事業所での管理責任のもとに、同行援護事業所の支所を設置して事業を行えるよう規制の緩和をすること。		
5. 資質向上	(1) ヘルパーの資質向上	同行援護事業者・従事者の増加及び従事者の質を向上させるために更なる策を講じること。	ガイドヘルパーの専門性の向上とともに、利用者1人1人のニーズに応じた同行援護事業の運営を要望する。	
	(2) 自治体職員の資質向上	同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念及び国の示した運用基準を熟知し、利用者・同行援護従業者の相談者となりうる人を配置すること。	同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念を熟知し、利用者・ヘルパーの相談者となりうる人を配置するよう要望する。	同行援護制度を担当する自治体の職員は、この制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなりうる人を配置するよう要望する

1-2 日本視覚障害者団体連合・同行援護事業所等連絡会 新型コロナウイルスに関する実態調査

- 調査対象 : 日本視覚障害者団体連合・同行援護事業所等連絡会に加盟する同行援護を実施する事業所
- 調査方法 : メールによるアンケート (調査期間 令和2年4月1日~5月23日)
- 回答数 : 38事業所 (特定警戒地域:27事業所、特定警戒地域以外:11事業所)

	(1) 国保連請求額の同月比較【※1】		(2) 国保連請求額の変化【※2】				(3) 稼働ヘルパー数の変化【※3】	
	2019年4月	2020年4月	1月	2月	3月	4月	1月	4月
全国 平均値	100.0%	63.1%	100.0%	98.5%	82.2%	66.2%	100.0%	79.0%
・ 特定警戒地域 平均値 【※4】	100.0%	61.0%	100.0%	96.0%	76.3%	55.6%	100.0%	74.1%
・ 特定警戒地域以外 平均値	100.0%	76.1%	100.0%	104.3%	95.3%	87.9%	100.0%	96.1%

- 2019年4月と2020年4月を比べると、国保連請求額は全国平均で63.1%に減少していた。
- 特に特定警戒地域での減少幅は大きく、国保連請求額の減少と連動し、ヘルパーの稼働数も減少している。

【※1】 2019年4月の国保連請求額に対し、2020年4月の国保連請求額を比較
 【※2】 2020年1月の国保連請求額を基準に、同年2月、3月、4月の国保連請求額を比較
 【※3】 2020年1月の稼働ヘルパー数を基準に、同年4月の稼働ヘルパー数を比較
 【※4】 2020年4月に発令された緊急事態宣言において特別警戒地域として指定された都道府県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)を示す。

1-3 日本視覚障害者団体連合 新型コロナウイルス・ホットラインに寄せられた意見(同行援護)

- ・ 対象 : 全国の視覚障害当事者及び視覚障害関連施設等
- ・ 受付方法 : 電話、メール、FAX (受付期間 令和2年3月23日～6月26日)
- ・ 受付件数 : 受付数146件 ※同行援護のみ22件
- ・ 出典情報 : 日視連 新型コロナウイルス・ホットライン 取りまとめ資料2
http://nichimou.org/wp-content/uploads/2020/05/jfvi_COVID-19_hotline_Collection-materials_part2_20200626.docx

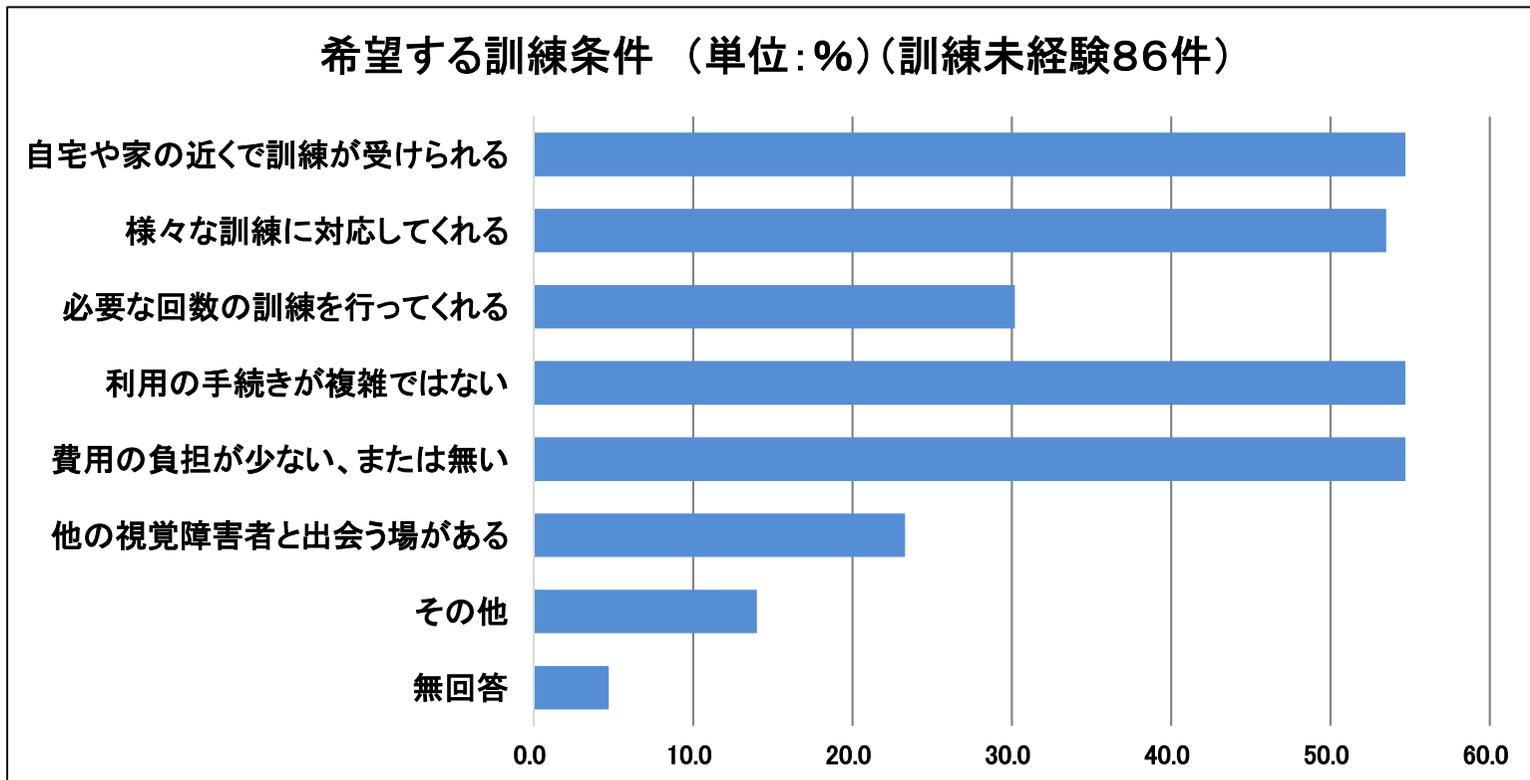
属性	意見
利用者(視覚障害)	・ 同行援護で買い物に行きたいが、事業所から「緊急事態宣言が出ているから、市から同行援護は休むようにと言われていて、依頼は受けられない」と言われてしまった。食料品などの生活必需品を買いに行けず困っている。
	・ 同行援護のガイドヘルパーからコロナウイルス感染拡大を防ぐため、4月中は医療機関への受診以外、同行援護はできないと言われた。
	・ 同行援護を利用して外出する際、感染するリスクを冒してバスやタクシーへ乗車するのはかなり気に掛かります。そのため、事業所に、公共交通機関ではなく、有償、いわゆる車両を用いての外出を依頼したのですが、先方から、それはできないと拒否されました。これでは、日常生活に関わる買い物をするのに、恐怖と隣り合わせで出掛けなくてはいけなくなります。
事業所	・ イベント、コンサート等相次ぐ中止により、同行援護の依頼が激減しています。このまま長期間にわたって依頼がなくなると、事業所としても運営が厳しくなると推察します。視覚障害者の外出支援の要である同行援護事業所が倒産すると、将来的に制度の運用もままならなくなると想像します。
	・ 同行援護事業所の3月の売り上げはいつもの5割ぐらいしかなかった。このままでは経営の破綻が危惧される状況。視覚障害者の社会活動の自粛に関連して、通院、買い物以外の依頼はほとんどない。ガイドヘルパーからもしばらく職務を停止したいとの申し出がある。
	・ ガイドヘルパーの仕事がなくなり、生計の足しにされている方たちの収入補償が必要ではないか心配しています。今でもガイドヘルパー不足なのに、これを機にガイドヘルパーをやめてしまう人が増える等、更に人手不足になってしまうのではないかと心配しています。同行援護事業所の収入減等で事業継続が困難にならないようにしてほしい。

2-1 日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「歩行訓練」(H27～R1 一部抜粋)

カテゴリー	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
(1) 利便性の向上	生活及び歩行訓練要件と生活訓練指導員の配置基準を設定し、すべての都道府県で、利用者が希望する日時及び場所で専門職による訓練が受けられるようにすること。	視覚障害者の特性を考慮し、安全確保に必要な歩行訓練、ADL訓練、個別性の強いロービジョン訓練が全国で実施されるような体制を整備してください。とりわけ、マンツーマンでの訓練が実施されるように基準の改善を要望する。	視覚障害者が白杖を正しく使用し、安全な歩行ができるようにするためには、訓練ないし再訓練の機会を保障することが必要である。そして、その機会を保障するため、視覚障害者生活訓練等指導員(歩行訓練士)の育成を推進するよう要望する	視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、歩行訓練士を増員し、配置基準を定め、どこでも歩行訓練が受けやすい環境を整備するよう要望する。	
(2) 配置基準 国家資格	視覚障害者生活訓練等指導者(通称歩行訓練士)を国家資格に位置付けること。	歩行訓練士の配置基準を定め、視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、どこでも歩行訓練が受けられる環境を整備するよう要望する。	視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、視覚障害者生活訓練等指導員(歩行訓練士)の配置基準を定め、どこでも歩行訓練が受けられる環境を整備するよう要望する	歩行訓練士(視覚障害者生活訓練等指導者)を国家資格とすることを要望する。	視覚障害リハ指導員(訓練士)養成に力を入れ、視覚障害者生活訓練等指導者(通称:歩行訓練士)を国家資格とすることを要望する。
(3) 制度の在り方	歩行訓練を地域生活支援事業の実施要綱などの事業内容として明文化すること。		視覚障害者が居住する地域で、専門職による生活訓練、歩行訓練を原則無料で受けられるよう要望する		各都道府県に歩行訓練士等の指導者を配置し、歩行等のリハビリ訓練が訪問指導により受けられるよう、「視覚障害者リハビリ訓練事業(仮称)」を国として事業化することを要望する。

2-2 視覚障害者が望む歩行訓練の条件

- ・ 対象 : 訓練未経験の視覚障害者(86名)
- ・ 出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>



○ 自宅訓練、ニーズに応じた訓練、手続きの簡素化を要望している。

2-3 訓練施設：視覚リハ実施施設の実施体制について

- ・ 対象：機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
- ・ 出典情報：厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

	機能訓練	非機能訓練
常勤換算職員数(平均) ①	8.3	3.7
利用定員(平均)②	18.4	なし
のべ利用者数/244日 (平均)③	12.2	4.0
職員：利用者(②/①)	2.2	
職員：利用者(③/①)	1.5	1.1

○ 職員と利用者の人員配置比率は、いずれも「1:2.2」以下で運営を行っている
※制度で人員配置比率は「1:6」

2-4 訓練施設 : 訓練の実施体制について

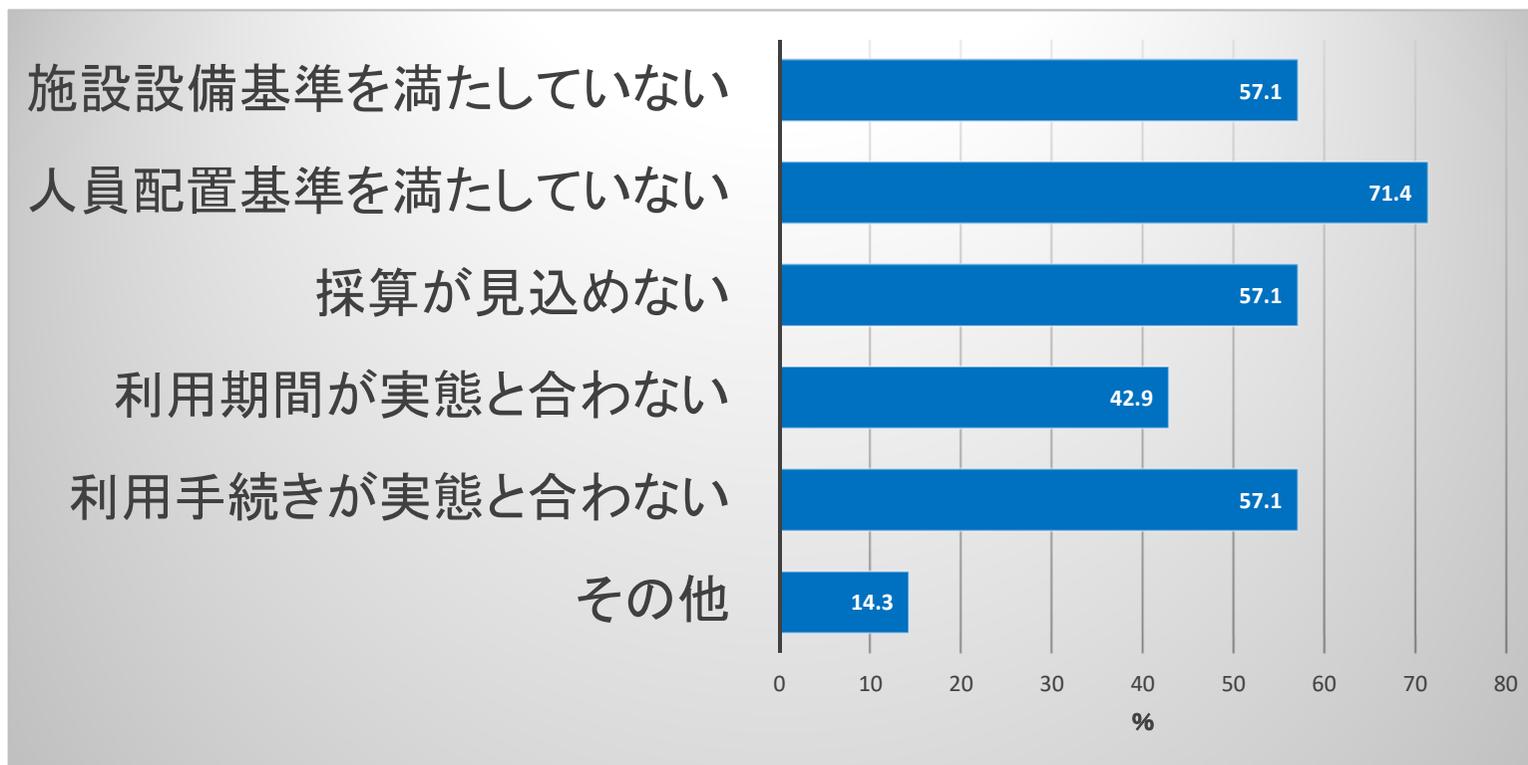
- ・ 対象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
- ・ 出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

	機能訓練		非機能訓練	
	職員:利用者		職員:利用者	
職員:利用者	1:1	1:複数	1:1	1:複数
歩行	100%	0%	100%	0%
パソコン	0%	100%	71.4%	28.6%
点字	40%	60%	85.7%	14.3%
ADL	100%	0%	85.7%	14.3%
ロービジョン	80%	20%	85.7%	14.3%

- 歩行、ADL、ロービジョン訓練は安全の確保や個別性の高さから、マンツーマンでの手厚い対応が中心となっている
→ 視覚障害者の訓練は「1:複数」の訓練が実施しづらい

2-5 訓練施設：機能訓練への参入をしない理由について

- ・対象：自立訓練(機能訓練)以外で視覚障害リハを実施している施設(12施設)
- ・出典情報：厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>



○ 人員配置基準を満たしていない、採算が見込めない等、視覚リハを行わない施設は、現状の制度では実施が難しいと回答している